

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20231215	名鉄知多タクシー株式会社（法人番号7180001092095）代表者藤田和弘	愛知県半田市南末広町124番地12	常滑営業所	愛知県常滑市坂井字うつ大坂20番地1号、22番地2号、藪下27番地3号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年8月30日及び令和5年10月6日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。